平成28年度地域公共交通確保維持改善事業生活交通確保維持改善計画(案)について

1. 地域公共交通確保維持改善事業とは

施 行:平成23年度

内 容:国が地域の交通に関する取り組みを継続的に支援する事業

2. 対象路線 13路線(16系統)

- 地域間幹線系統
 - ①きのつバス

- ・地域内フィーダー系統
 - ①かもバス(路線定期運行) 当尾線・奥畑線・通学線1、2、3
 - ②かもバス (路線不定期運行) 山田線・大畑線・観音寺線・南加茂台線・銭司線・西線
 - ③やましろバス(路線定期運行) 山城線北行・南行

3. 生活交通確保維持改善計画の概要

①目的·必要性

地域間交通ネットワークや地域内のバス・デマンド交通を維持すること により、広域的な移動手段を確保する

②定量的な目標・効果

• 路線定期運行

1便あたり 1.25 人以上の利用を目標とする。 1.25 人に満たない場合は、実態に即した運行を行う(通学線は除く)

・ 路線不定期運行 1日あたり1.5人以上の利用を目標とする。1.5人に満たない場合は、 運行の見直し及び検討を行う。

③運行予定者

きのつバス: 奈良交通株式会社

かもバス当尾線:奈良交通株式会社

かもバス (定時定路線):株式会社ウイング

かもバス (デマンド):加茂タクシー株式会社

やましろバス山城線:株式会社ウイング

平成28年度生活交通確保維持改善計画 【地域間幹線系統確保維持計画】

(名 称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会 (代表者名) 会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万3千人の市で、宅地開発等 により人口が増加している。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市地域公共交通総合連携計画、平成27年度からは木津川市地域公共交通網形成計画に基づき、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもとより環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として木津川市コミュニティバス「きのつバス(梅谷高の原線・鹿背山高の原線・木津川台高の原線)」の運行を行っている。

しかしながら、近年では、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間交通ネットワークとして路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本協議会で策定した、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン」に定める、運行継続条件の数値を確保することを基本に、前々年度以上の利用者数を目標とする。

【ガイドラインに定めている運行継続条件】

利用者数が1便あたり1.25人以上とする。

【前々年度の利用者数】

231,000人

(2) 事業の効果

利用者数を増加させることで収支を改善し、持続的で安定的な路線の維持につながり、住民の移動手段が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及 び運行予定者

別表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

5. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行 回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

6. 別表 1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市 町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

7. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため該当しない

8. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため該当しない

9. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、 負担者及びその負担額

車両の取得を行わないため該当しない

10. 協議会の開催状況と主な議論

・平成20年5月28日(第1回) 協議会設立、事業内容について協議

・平成21年3月11日(第6回) 木津川市地域公共交通総合連携計画につい て承認

・平成27年3月12日(第29回) 木津川市地域公共交通網形成計画について 承認

・平成27年6月1日(第30回) 平成28年度生活交通確保維持改善計画に ついて承認

11. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、木津川市民生児童委員協議会副会長及び木津川市老人クラブ連合会会長から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

12. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長
	京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長
	木津川市副市長
	木津川市建設部長
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長
 交通施設管理者等	近畿日本鉄道株式会社鉄道本部企画統括部営業企画部課長
	奈良交通株式会社乗合事業部長
	株式会社ウイング取締役
	京都タクシー業務センター事務局長

	城南タクシー株式会社取締役 東洋タクシー株式会社常務取締役 加茂タクシー株式会社営業次長
国土交通省	奈良交通労働組合執行委員長 近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 近畿地方整備局京都国道事務所調査課長
その他協議会が必要と認める者	京都大学大学院工学研究科教授 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事 木津川市民生児童委員協議会副会長 木津川市老人クラブ連合会会長 利用者委員 公募委員

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

28年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	協働特例措置	再編特例措置
	 奈良交通株式会社 	⁽¹⁾ きのつバス 梅谷高の原線	6,248.5		
木津川市	奈良交通株式会社	⁽²⁾ きのつバス 鹿背山高の原線	2,797.0		
	奈良交通株式会社	5,832.0			
		(4)			
		(5)			
		(6)			
		(7)			
	合 i	<u>†</u>	14,877		

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」 を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

29年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	協働特例措置	再編特例措置
	奈良交通株式会社	(1) きのつバス 梅谷高の原線	6,270.5		
木津川市	奈良交通株式会社	⁽²⁾ きのつバス 鹿背山高の原線	2,806.5		
	奈良交通株式会社	(3) きのつバス 木津川台高の原線	5,852.5		
		(4)			
		(5)			
		(6)			
		(7)			
	14,929				

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」 を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

30年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	協働特例措置	再編特例措置					
	奈良交通株式会社	(1) きのつバス 梅谷高の原線	6,255.5							
木津川市	奈良交通株式会社	(2) きのつバス 鹿背山高の原線	2,800.0							
	奈良交通株式会社	(3) きのつバス 木津川台高の原線	5,838.5							
		(4)								
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計 14,894										

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」 を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。

事業者名 奈良交通株式会社 平成28年度

1. 申請事業者の概要

			乗合バス事業	ŧ		
補助対象期間の	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
	営業損益	△ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	△ 840,395 千円
補助対象期間の	km				経常収支率	91.21 %
前々年度の 実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4			_		_

	乗合バス事業											
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ')	8,610,029 千円						
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口')	9,485,795 千円						
	営業損益	△ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	△ 875,766 千円						
基準期間の前年度の	km				経常収支率	90.76 %						
実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6			_								

	乗合バス事業											
基準期間の前々年度の	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ")	8,676,472 千円						
損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口")	9,485,855 千円						
	営業損益	△ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	△ 809,383 千円						
基準期間の前々年度の	km				経常収支率	91.46 %						
実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3			_								

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た 常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キロ 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当が り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	- 1	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d		
京阪神	481円	77銭	483円	53銭	487円 56針	浅	0.59 %
	H	銭	円	銭		浅	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	$c \times (1+(d\div 2))^2 = \Box$				キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経 イ÷ハ	
京阪神	490円	44銭	451円	90銭	451円 90釗	€ 444円	75銭
	Щ	盆	Д	盆	田 釒	<u></u>	盆

					運行系統																		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都
補助ブロック名	申請番号	地協推事の例置有域働進業特措の無	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数	計画平均乗車 密度	計画輸送量	系統	牛口程			ブロック外 分のキロ程		都道府	助ブロック 県外乗入 Dキロ程			との競合 系るキロ程	との意	別道 別道 対 が 大 の 大 の は の の と の り の の の の の の の の の の の の の
								①=カッコ内	2	①×②= ③		Ŧ			IJ			ヌ			IL	ル÷∄	(チー(リ+ ヌ+ル))÷ チ=ヲ
	第1号		梅谷高の原		山田川駅·木	梅谷	366 ⊟	3,414.0	3.5	32.5 人	往 14.3 km	(平均)	往 0).3 km	(平均)		往 kn	(平均)	往	km	(平均)	ç	6 %
	おいつ		神中日日の	駅	津駅	149.12	300 H	(9.3)	0.0	02.0	復 14.3 km	14.3 km	復 0).3 km	0.3	km	復 kn	n k	m 復	km		km	97.902
京阪 神	第2号		鹿背山高の原		山田川駅・木	鹿背山	366 ⊟	3,414.0	26	24.1 人	往 9.7 km	(平均)	往 0).3 km	(平均)		往 kn	(平均)	往	km	(平均)	ç	6 %
神	7/32 3		20171-1-7-1	駅	津駅	2017.		(9.3)	2.0		復 9.7 km	9.7 km	復 0).3 km	0.3	km	復 kn	ı k	m 復	km		km	96.907
	第3号		木津川台高の原	高の原	木津駅·山田	木津川	366 ⊟	3,414.0	4 0	37.2 人	往 11.6 km	(平均)	往 0).3 km	(平均)		往 kn	(平均)	往	km	(平均)	q	6 %
	710.1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	駅	川駅	台住宅	ооо п	(9.3)	4.0	V X	復 11.4 km	11.5 km	復 0).3 km	0.3	km	復 kn	ı k	m 復	km		km	97.391
	合計		3系統								往 35.6 km		l -		(平均)			(平均)	往		(平均)		
										\checkmark	復 35.4 km	35.5 km	復 0).9 km	0.9	km	復 kn	ı [k	m 復	km		km	

補助ロツ	カブク名	申請	地協推事の例置域働進業特措の	計画実車走行 キロ		補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当た り 経常収益	補助対象系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいず れか少ないほうの額	ソのうち補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額
			例措 置の 有無	ŋ		へ×ワ以下の 額:カ	۲	ト×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ツ×みなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	t	ナ×1/2=ラ
	第			97,297.2 k	кm	43,968,604 円	164円.13銭	15,969,389 円	27,999,215 円	19,785,871 円	19,785,871 円	19,370,763 円	12,497,266 円	12,497 千円	6,248.5 千円
京隊	東神 [第2号		65,998.8 k	кm	29,824,857 円	136円.75銭	9,025,335 円	20,799,522 円	13,421,185 円	13,421,185 円	13,006,067 円	5,594,007 円	5,594 千円	2,797.0 千円
				78,246.0 k	ĸm	35,359,367 円	209円.29銭	16,376,105 円	18,983,262 円	15,911,715 円	15,911,715 円	15,496,578 円	11,664,090 円	11,664 千円	5,832.0 千円
	£	計		241,542.0 k	кm	109,152,828 円	510円.17銭	41,370,829 円	67,781,999 円	49,118,771 円	49,118,771 円	47,873,408 円	29,755,363 円	29,755 千円	14,877 千円

		地域 協働 推進	経常費用から経常収益を控除	損失額から国庫補助額 を控除した額					ウの負担者とその	の負担割合			
補助ブロック名	申請 番号	事業 の特 例措 置の	した額		都道府	計県	市区町	村	その他	也の者	事業者	自己負担	「その他の者」の
		置の有無	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
	第1号		31,749,049 P	25,500,549 円	0 円	0.00%	9,560,111 円	37.48%	円	%	15,940,438 円	62.51%	
京阪神	第2号		23,343,116 P	20,546,116 円	0 円	0.00%	15,475,665 円	75.32%	円	%	5,070,451 円	24.67%	
	第3号		21,998,863 P	16,166,863 円	0 円	0.00%	7,475,895 円	46.24%	円	%	8,690,968 円	53.75%	
	合計		77,091,028 P	日 62,213,528 円	0 円	0.00%	32,511,671 円		円 本日本語(主	%		47.74%	

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載 すること
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 7.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統について は、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 10.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 11.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 15.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 16.「国庫補助金内定申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 17.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常 費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の 前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 19「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 20「地域協働推進事業の特例措置の有無」の欄は、地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合、特例措置15人未満の系統の場合は「1」を、特例措置15人~150人の系統にいては「2」 を記載する
- 21他路線との競合率は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 22.「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。
- 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)
- 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)
- 3. 地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受ける場合は、特例措置を受けようとする補助対象期間(補助金要綱要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)(但し、過去に補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第1ー5の添付を省略することができる。)
- 4地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域協働推進事業に係る認定申請書及び認定通知書

-	== ==	業者	→ 4	तस्त ग
.甲	福	- 耒石	ひり代	7.25

<u> 1 111 7 11 12 111 22 111 21 2</u>												
	乗合バス事業											
補助対象期間の	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円						
前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円						
	営業損益	△ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	△ 840,395 千円						
補助対象期間の	km				経常収支率	91.21 %						
前々年度の 実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4			_		_						

			乗合バス事	業		
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ')	8,610,029 千円
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口')	9,485,795 千円
	営業損益	△ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	△ 875,766 千円
基準期間の前年度の	km				経常収支率	90.76 %
実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6			-		-

			乗合バス事	業		
基準期間の前々年度の	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ")	8,676,472 千円
損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口")	9,485,855 千円
	営業損益	△ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	△ 809,383 千円
基準期間の前々年度の	km				経常収支率	91.46 %
基準期间の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3			_		

(補助対象事業者の「基準期間^{**}を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

(開めがみずれる) 至中が同	とおいて、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには	<u> </u>		1113-2713-137	
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	た	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	481円 779	銭	483円 53銭	487円 56銭	0.59 %
	円	銭	円 銭	円 銭	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2 キロ当たり補助対象経営費用及び収益

<u> 2. イロヨにり冊助列家社</u>	<u> も負用及い収益</u>			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	490円 44銭	451円 909	线 451円 90銭	444円 75銭
	円 銭	円	浅 円 銭	円 銭

					運行系統																		補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック
補助ブロック名		地協推事の例置有域働進業特措の無	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程			コック外 のキロ程		都道府!	ウェック 県外乗入 ウキロ程		他路線 部分に	泉との第 係るキ		他路線との競合率	別都美 の の の の の の の の の の の の の
								①=カッコ内	2	①×②= ③	Ŧ		IJ	ı			ヌ			ル		ル ・ チ	(チー(リ+ ヌ+ル))÷ チ=ヲ
	第1号		梅谷高の原	高の原 駅	山田川駅・ 木津駅	梅谷	365 ⊟	3,406.0 (9.3)	3.5	32.5 人	往 14.3 km (平均) 復 14.3 km 14.3 km	往n復	m (平均) 0.3 ki	í m í		(平均)	km		n (平±	均) ki	% m (97.902
京阪 神	第2号		鹿背山高の原	高の原 駅	山田川駅・ 木津駅	鹿背山	365 ⊟	3,406.0 (9.3)	2.6	24.1 人	往 9.7 km (平均) 復 9.7 km 9.7 km	往n復	m (平均) 0.3 ki	í m í		(平均)	km	往 kr 復 kr	1.	均) ki	% m (96.907
	第3号		木津川台高の原	高の原 駅	木津駅・山 田川駅	木津 川台 住宅	365 ⊟	3,406.0 (9.3)	4.0	37.2 人	往 11.6 km (平均) 復 11.4 km 11.5 km	往加復	m (平均) 0.3 ki	1. m 1.		(平均)	km	往 kr 復 kr	1.	均) k	% m (97.391
	合計		3系統								往 35.6 km (平均) 復 35.4 km 35.5 km	往 n 復	m (平均) 0.9 k	1 m 1	_	(平均)	km	往 kr 復 kr	1		m	

補助フロックを	申請番号	地協推事の例	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当た り 経常収益	補助対象系統の経 常収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいず れか少ないほうの額	ソのうち補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人 未満の路線	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額
		例措 置の 有無	ŋ	へ×ワ以下の 額:カ	٢	ト×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ツ×みなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	t	ナ×1/2=ラ
	第1号		97,640.4 km	44,123,696 円	164円.13銭	16,025,718 円	28,097,978 円	19,855,663 円	19,855,663 円	19,439,091 円	12,541,349 円	12,541 千円	6,270.5 千円
京阪社	第2号		66,231.6 km	29,930,060 円	136円.75銭	9,057,171 円	20,872,889 円	13,468,527 円	13,468,527 円	13,051,945 円	5,613,739 円	5,613 千円	2,806.5 千円
	第3号		78,522.0 km	35,484,091 円	209円.29銭	16,433,869 円	19,050,222 円	15,967,840 円	15,967,840 円	15,551,239 円	11,705,233 円	11,705 千円	5,852.5 千円
	合計		242,394.0 km	109,537,847 円	510円.17銭	41,516,758 円	68,021,089 円	49,292,030 円	49,292,030 円	48,042,275 円	29,860,321 円	29,859 千円	14,929 千円

		地域協働推進	経常費用から 経常収益を控除		損失額から国庫 助額を控除した	i補 :額					ウの負担者とそ	の負担割合				
補助ブロック名	申請番号	事業 の 併置 の	した額			都道府県		都道府県 市区町村 その他の者 事業者自己負担		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の
		置の 有無	ニ×ワーヨ=ム		ムーラ=ウ		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要	
	第1号		31,861,039	円	25,590,539	円	円	0.00%	円		円	%	25,590,539 円	100.00%		
京阪神	第2号		23,425,454	円	20,618,954	円	円	0.00%	円		円	%	20,618,954 円	100.00%		
	第3号		22,076,460	円	16,223,960	円	円	0.00%	円		円	%	16,223,960 円	100.00%		
	合計		77,362,953	円	62,433,453	円	円	0.00%	円		円	%	62,433,453 円	100.00%		

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

7.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

9.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

10.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

11.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

12.「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

13.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

14.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て) をいう。

15.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

16.「国庫補助金内定申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。

17.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

18「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基

19「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

20「地域協働推進事業の特例措置の有無」の欄は、地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合、特例措置15人未満の系統の場合は「1」を、特例措置15人~150人の系統にいては「2」を記載する

21他路線との競合率は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

22.1 千口当たり経常質用(へ)」の身出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実単定行千口当たり経常質用(こ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実単定行千口当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実単走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実単走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。
(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を 除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改 善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)

3. 地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受ける場合は、特例措置を受けようとする補助対象期間(補助金要綱要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々年度に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)(但し、過去に補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第1-5の添付を省略することができる。)

4地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域協働推進事業に係る認定申請書及び認定通知書

事業者名 奈良交通株式会社 平成30年度

1	由詩	車業き	の概要

<u> </u>						
			乗合バス事	業		
補助対象期間の	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
	営業損益	△ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	△ 840,395 千円
補助対象期間の	km				経常収支率	91.21 %
前々年度の 実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4			•		

	乗合バス事業										
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ')	8,610,029 千円					
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口')	9,485,795 千円					
	営業損益	△ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	△ 875,766 千円					
基準期間の前年度の	km				経常収支率	90.76 %					
実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6			•		-					

_											
		乗合バス事業									
	基準期間の前々年度の	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ")	8,676,472 千円				
	損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口")	9,485,855 千円				
		営業損益	△ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	△ 809,383 千円				
	基準期間の前々年度の	km				経常収支率	91.46 %				
	実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3			_		_				

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	た	補助対象事業者の実車走行キロ り経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	当た	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	481円 77	7銭	483円 5	53銭	487円 56銭	0.59 %
	円	銭	円	銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

	補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ 当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = 二		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ		キロ当たり経常 イ÷ハ	収益
t	京阪神	490円 44	4銭	451円	90銭	451円 9	0銭	444円	75銭
		円	銭	円	銭	円	銭	円	銭

		111.1-4			運行系統																			補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック
補助こ	が 申請 名 番号	地協推事の例置有域働進業特措の無	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統勻	Fロ程		補助ブ 乗入部分			都道府	助ブロック 県外乗入)キロ程			との競合 系るキロ程	ft	也路線 との競 合率	明道 可見 可見 が が が の が の が の が の が の が の が の の が の の の の の の の の の の に の に の に の に の に に に に に に に に に に に に に
								①=カッコ内	2	①×②= ③	7	-		Ų	J			ヌ			ル		ル÷チ	(チー(リ+ ヌ+ル))÷ チ=ヲ
	第1号		梅谷高の原	高の原 駅	山田川駅・ 木津駅	梅谷	365 ⊟	3,404.0 (9.3)	3.5	32.5 人	往 14.3 km 復 14.3 km	(平均) 14.3 km	_	0.3 km 0.3 km	(平均)	km		(平均)	km		(平均)	km	% 0	% 97.902
京阪神	第2号		鹿背山高の原	高の原 駅	山田川駅・ 木津駅	鹿背山	365 ⊟	3,404.0 (9.3)	2.6	24.1 人			往 (0.3 km 0.3 km	(平均)	km		(平均)	-	往 km	(平均)	km	% 0	% 96.907
	第3号		木津川台高の原	高の原 駅	木津駅・山 田川駅	木津 川台 住宅	365 ⊟	3,404.0 (9.3)	4.0	37.2 人	往 11.6 km 復 11.4 km	(平均) 11.5 km	_	0.3 km 0.3 km	(平均)	km		(平均)	km		(平均)	km	% 0	% 97.391
	合計		3系統								往 35.6 km 復 35.4 km	(平均) 35.5 km		0.9 km 0.9 km	(平均)	km		(平均)	km		(平均)	km	_	

補助フロックタ	申請番号	地協推事の例は	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当た り 経常収益	補助対象系統の経 常収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額	ソのうち補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	乗車密度	補助対象経費	国庫補助金 内定申請額
		例措置の有無	ŋ	へ×ワ以下の 額:カ	٢	ト×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	y	ソ×ヲ=ツ	ツ×みなし運行回数/① 計画運行回数=ネ	<i>†</i>	ナ×1/2=ラ
	第1号	+	97,411.6 km	44,020,302 円	164円.13銭	15,988,165 円	28,032,137 円	19,809,135 円	19,809,135 円	19,393,539 円	12,511,960 円	12,511 千円	6,255.5 千円
京阪ネ	第2号	+	66,076.4 km	29,859,925 円	136円.75銭	9,035,947 円	20,823,978 円	13,436,966 円	13,436,966 円	13,021,360 円	5,600,584 円	5,600 千円	2,800.0 千円
	第3号	+	78,338.0 km	35,400,942 円	209円.29銭	16,395,360 円	19,005,582 円	15,930,423 円	15,930,423 円	15,514,798 円	11,677,804 円	11,677 千円	5,838.5 千円
	合計	-	241,826.0 km	109,281,169 円	510円.17銭	41,419,472 円	67,861,697 円	49,176,524 円	49,176,524 円	47,929,697 円	29,790,348 円	29,788 千円	14,894 千円

		地域協働推進	経常費用から経常収益を控除	損失額から国庫補 助額を控除した額					ウの負担者とも	その負担割合			
補助ブロック名	申請 番号	事の例置有 業特措の無	した額		都道府県		市区町	村	その他	也の者	事業者自	自己負担	「その他の者」の
		置の 有無	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
	第1号		31,786,380 円	25,530,880 円	円	0.00%	円		円	%	25,530,880 円	100.00%	
京阪神	第2号		23,370,562 円	20,570,562 円	円	0.00%	円		円	%	20,570,562 円	100.00%	
	第3号		22,024,728 F	16,186,228 円	円	0.00%	円		円	%	16,186,228 円	100.00%	
	合計		77,181,670 円	62,287,670 円	円	0.00%	円	%	円	%	62,287,670 円	100.00%	

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況 欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 7.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」、「都道府県外乗入部分のキロ程」及び「他路線との競合部分に係るキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 10.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 11.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助 ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を いう。
- 15.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 16.「国庫補助金内定申請額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 17.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 19「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 20「地域協働推進事業の特例措置の有無」の欄は、地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合、特例措置15人未満の系統の場合は「1」を、特例措置15人~150人の系統にいては「2」を記載する
- 21他路線との競合率は、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 22.1千口当たり経常費用(へ)」の身出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の美単走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の美単走行キロ当たり経常費用(c)」の美積値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)
- 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1-5の添付を省略することができる。)
- 3. 地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受ける場合は、特例措置を受けようとする補助対象期間(補助金要綱要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、 基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々年度に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)(但し、過去に補助対象期間に 係る生活交通確保維持改善計画等の添付書類として当該年度分を既に提出している場合は、様式第1-5の添付を省略することができる。)

4地域協働推進事業計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域協働推進事業に係る認定申請書及び認定通知書

平成28年度生活交通確保維持改善計画 【地域内フィーダー系統確保維持計画】

(名 称) 木津川市地域公共交通総合連携協議会 (代表者名) 会長 河井 規子

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

木津川市は、京都府南部に位置する人口7万3千人の市で、木津地域では宅地開発により人口が増加している一方、加茂地域及び山城地域では人口が減少傾向となっており、地域により人口密度の格差が顕著に現れている。

木津川市地域公共交通総合連携協議会では、平成21年度から木津川市 地域公共交通総合連携計画、平成27年度からは木津川市地域公共交通網 形成計画に基づき、活力と魅力あるまちづくりを推進し、地域特性はもと より環境負荷の軽減、地域活性化、交通弱者等が安心安全に移動できる生 活環境に配慮した地域公共交通サービスの充実を図ることを目的として実 証運行を行った。

しかしながら、近年では、利用者数が毎年減少している状況である。

このような状況下において、高齢者の増加や移動手段を持たない交通弱者にとって必要不可欠な公共交通を維持し、地域間幹線系統と接続するフィーダー路線を維持することにより広域的な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①路線定期運行(当尾線、奥畑線、山城線)

コミュニティバスの定期運行維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数:1便あたり1.25人以上の利用者数

路線運行:1便あたり1.25人に満たない場合、コミュニティバス等の

持続可能な運行の為のガイドラインに基づき、実態に即した運

行への見直しを行う。

②路線定期運行(通学線1、2、3)

コミュニティバスの運行目標を次のとおりとする。

利用者数:1便あたり1.25人以上の利用者数

③路線不定期運行(山田線、大畑線、南加茂台線、観音寺線、銭司線、西線) 路線維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数:1日あたり1.5人以上の利用者数

路線運行:1日あたり1.5人の利用者数を超えていない場合、コミュニ

ティバス等の持続可能な運行のためのガイドラインに基づき、 運行の見直し、検討を行う。

(2) 事業の効果

- ①かもバス(山田線、大畑線、南加茂台線、観音寺線、奥畑線、銭司線、西線) 移動手段を持たない方等、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。 また、幹線とのネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現で きる。さらには、高齢者の外出促進や地域活性化にもつながる。
- ②かもバス通学線(通学線1、通学線2、通学線3)

児童、生徒の通学手段が確保される。また、混乗による運行のため、一般の利用者にとっては、地域間幹線と接続することで、広域的な移動手段が確保される。

③かもバス当尾線

地域幹線とのネットワークが連携することで広域的な移動手段が確保され、市内観光施設への来訪が期待できる。このことにより、市外からの来訪者数が向上することで、地域の活性化につながる。また、高齢者等の交通弱者にとって必要不可欠な移動手段が確保される。

④やましろバス山城線(山城線北行、山城線南行)

新たな公共交通手段が提供されることにより、公共交通空白地帯が解消され、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、主要幹線と接続することで広域的な移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに地域の活性化が促進される。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及 び運行予定者

別表1のとおり

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別表2のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別表5のとおり

6. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため該当しない

7. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため該当しない

8. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、 負担者及びその負担額 車両の取得を行わないため該当しない

9. 協議会の開催状況と主な議論

・平成20年5月28日(第1回) 協議会設立、事業内容について協議

・平成21年3月11日(第6回) 木津川市地域公共交通総合連携計画につい

て承認

・平成27年3月12日(第29回) 木津川市地域公共交通網形成計画について

承認

・平成27年6月1日(第30回) 平成28年度生活交通確保維持改善計画に

ついて承認

10. 利用者等の意見の反映状況

協議会規約に基づき、市民代表として利用者委員、公募委員、木津川市観光協会理事、木津川市民生児童委員協議会副会長及び木津川市老人クラブ連合会会長から参画いただいており、利用者等の意見を反映して本計画を策定している。

3 0	
11. 協議会メンバ	一の構成
関係都道府県	京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室長
	京都府山城広域振興局建設部山城南土木事務所技術次長
	京都府木津警察署交通課長
関係市区町村	木津川市長

木津川市副市長
木津川市建設部長

交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部大阪支社総務企画課長
交通施設管理者等	近畿日本鉄道株式会社鉄道本部企画統括部営業企画部課長
	奈良交通株式会社乗合事業部長
	Lit. D. A. Li. 1. A. A. A. Sert Advis

株式会社ウイング取締役 京都タクシー業務センター事務局長

城南タクシー株式会社取締役

東洋タクシー株式会社常務取締役 加茂タクシー株式会社営業次長

奈良交通労働組合執行委員長

国土交通省 近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官

近畿地方整備局京都国道事務所調査課長 その他協議会が 京都大学大学院工学研究科教授

必要と認める者 京都大学大学院工学研究科助教 木津川市観光協会理事

木津川市民生児童委員協議会副会長

木津川市老人クラブ連合会会長

利用者委員 公募委員

都道府県		運行系統名 罩行系統名	確保維持事業に要する	国庫補助金	再編特	坩		ダー系統の基準適合 7及び別表9)	Ī
(市区町 村)	運行予定者名	(申請番号)	乗に安する 国庫補助額 (千円)	内定申請額 (千円)	付例 措置	乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	4092.5	4,092		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(2) かもバス奥畑線	1892.0			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(3) かもバス通学線1	334.5			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(4) かもバス通学線2	58.5	7,400		乗合バス型	1	「恭仁宮跡」にて奈良 交通(株)が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(5) かもバス通学線3	161.0	7,400		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(6) やましろバス山城線北行	2511.5			乗合バス型	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3
木津川市	株式会社ウイング	(7) やましろバス山城線南行	2442.5			乗合バス型	2(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(8) かもバス山田線	50.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東加茂線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(9) かもバス大畑線	134.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(10) かもバス観音寺線	16.0	630		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(11) かもバス南加茂台線	78.5	030		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(12) かもバス銭司線	229.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(13) かもバス西線	121.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	合	計		12,122					
国庫補助金	内定申請額(千円)(合	計と国庫補助上限額を比へ	くて少ない額)	12,122			国庫補助 上限額(千 円)	31,617	

(注

- 1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続 を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

都道府県		海仁五公人	確保維持事業に要する	国庫補助金	再編特	(別表7及び別表9)					
(市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	業に要する 国庫補助額 (千円)	内定申請額 (千円)	将例 措置	乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)		
	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	4087.5	4,087		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	株式会社ウイング	(2) かもバス奥畑線	1892.0			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通(株)が運行する和 東木津線と接続	3		
	株式会社ウイング	(3) かもバス通学線1	336.5			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	株式会社ウイング	(4) かもバス通学線2	58.0	7,401		乗合バス型	1	「恭仁宮跡」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	株式会社ウイング	(5) かもバス通学線3	161.0	7,401		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	株式会社ウイング	(6) やましろバス山城線北行	2511.5			乗合バス型	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3		
木津川市	株式会社ウイング	(7)やましろバス山城線南行	2442.5			乗合バス型	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3		
	 加茂タクシー株式会社 	(8) かもバス山田線	50.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東加茂線と接続	3		
	 加茂タクシー株式会社 	(9) かもバス大畑線	134.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	加茂タクシー株式会社	(10) かもバス観音寺線	16.0	630		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	加茂タクシー株式会社	(11) かもバス南加茂台線	78.5	030		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	加茂タクシー株式会社	(12) かもバス銭司線	229.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3		
	加茂タクシー株式会社	(13) かもバス西線	121.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通(株)が運行する和 東木津線と接続	3		
	合	計		12,118							
国庫補助金	內定申請額(千円)(合	計と国庫補助上限額を比へ	(て少ない額)	12,118			国庫補助 上限額(千 円)	31,617			

^{1. 「}確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。

^{2. 「}国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。

^{3. 「}再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。

^{4. 「}接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続 を確保するかについて記載する。

^{5.} 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

都道府県		運行系統名	確保維持事 業に要する	国庫補助金	再編特	坦		ダー系統の基準適合 7及び別表9)	ì
(市区町村)	運行予定者名	连1J 未机石 (申請番号)	乗に安する 国庫補助額 (千円)	内定申請額 (千円)	付例 措置	乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
	奈良交通株式会社	(1) かもバス当尾線	4080.5	4,080		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(2) かもバス奥畑線	1900.0			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(3) かもバス通学線1	333.0			乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(4) かもバス通学線2	57.5	7,425		乗合バス型	1	「恭仁宮跡」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(5) かもバス通学線3	160.5	7,423		乗合バス型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	株式会社ウイング	(6) やましろバス山城線北行	2522.0			乗合バス型	②(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3
木津川市	株式会社ウイング	(7) やましろバス山城線南行	2452.5			乗合バス型	2(2)	JR「棚倉駅」「上狛 駅」「木津駅」と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(8) かもバス山田線	50.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東加茂線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(9) かもバス大畑線	134.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(10) かもバス観音寺線	16.0	630		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(11) かもバス南加茂台線	78.5	030		デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(12) かもバス銭司線	229.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通㈱が運行する和 東木津線と接続	3
	加茂タクシー株式会社	(13) かもバス西線	121.5			デマンド型	1	JR「加茂駅」にて奈良 交通(株)が運行する和 東木津線と接続	3
	合	計		12,135					
国庫補助金	全内定申請額(千円)(合	計と国庫補助上限額を比へ	 ドて少ない額)	12,135			国庫補助 上限額(千 円)	31,617	

- 1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続 を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

事業者名

28年度

1. 申請事業者の概要

	乗合バ	ス 事業	自 家	用 有 億	蔥 旅 客	運送
補助対象期間の	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
3 2	営業損益	▲ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 840,395 千円
補助対象期間の前々年	度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21 %
	乗合バ	ス 事 業	自 家	用 有 貸	蔥 旅 客	運送
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ)	8,610,029 千円
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口)	9,485,795 千円
	営業損益	▲ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 875,766 千円
基準期間の前年度の)実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76 %
	乗合バ	ス 事 業	自 家	用 有 貸	蔥 旅 客	運送
基準期間の前々年度の	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ')	8,676,472 千円
損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口')	9,485,855 千円
	営業損益	▲ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	▲ 809,383 千円
基準期間の前々年度の	の実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	481円. 77銭	483円. 53銭	487円. 56銭	0.59 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2 キロ当たり補助対象経営費用及び収益

<u> 2. ヿロヨにタイヤロタルタリタリ</u>	多性市員用及い状態			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	490円. 44銭	451円. 90銭	451円.90銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

		1章 富仁		運行系統		142 (0)		系統十二	1 <i>1</i> 2	補助フ	ブロック外		カブロック 対外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町	計画実車走行キロ
補助ブロック名	申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回 数	対ぐ切りにて、F	-1±	乗入部分	分のキロ程		ナロ程	村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	可回 关手足打 了 I
								チ			IJ	3	Z	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ
一下一	4	业目	加茂	岩船 寺前	加茂	000 [1 107 O 🗔	往 9.4km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	01 000 0
京阪神	1	当尾	駅東口	寺前	山の 家	366 □	1,167.0 回	復 9.4km	9.4km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	21,939.6km
						日	回	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	0/	0.0km
							Ш	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	0.0km
						日	回	往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		0/	0.0km
						П	凹	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	0.0km
						日	回	往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		0/	0.0km
						П	IJ	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	0.0km
合	 =+	1系統						往 9.4km		往 0.0km		往 0.0km			21,939.6km
	ПΙ	・カミル						復 9.4km	9.4km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		21,309.06111

補助ブ ロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るものコ×ル=ソ		補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)		
		へ×ヲ以下の額: ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ			ョ×ル=ソ				ツ	ツ×1/2=ネ
京阪神	-	9,914,505 円	78円. 79銭	1,728,621 円	8,185,884 円	8,185,884	円	8,185千円	4,092.5 千円				
尔 狄仲		0 円		0 円	0 Р	0	円	千円	. 千円				
		0 円		0 円	0 Р	0	円	千円	. 千円				
		0 円		0 円	0 Р	0	円	千円	. 千円				
合	計	9,914,505 円		1,728,621 円	8,185,884 円	8,185,884	円	8,185 千円	4,092 千円	10,539千円	4,092 千円		

		経常費用から経常収益を控除	損失額から国庫補助額を控除し		ウの負担者とその負担割合								
補助ブロック名	申請 番号	した額	た額	都道	府県	市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の	
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要	
京阪神	1	9,031,436 円									/		
N BX TT		0 円											
		0 円											
		0 円											
合	合計 9,031,436 円		4,939,436 円	円	%	4,092,000 円	%	円	%	円	%		

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338 号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載するこ
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度 と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用 を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネット ワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。) 事業者名 奈良交通㈱

29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗合バ	ス 事 業)• 自 家	用 有 億	赏 旅 客	運送
前々年度(基準期間※)	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
の	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
損益状況	営業損益	▲ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 840,395 千円
補助対象期間の前々年	度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21 %
	乗合バ	ス 事 業	自 家	用 有 億	賞 旅 客	運送
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ')	8,610,029 千円
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口')	9,485,795 千円
	営業損益	▲ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 875,766 千円
基準期間の前年度の	の実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76 %
	乗合バ	ス 事業	- 自 家	用 有 億	賞 旅 客	運送
基準期間の前々年度	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ")	8,676,472 千円
し の 損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口")	9,485,855 千円
	営業損益	▲ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	▲ 809,383 千円
基準期間の前々年度	の実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	481円. 77銭	483円. 53銭	487円. 56銭	0.59 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	490円. 44銭	451円. 90銭	451円.90銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

				運行系統				系統キロ	1段		「ロック外		カブロック 対外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町	計画実車走行キロ	
補助ブロック名	申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数			乗入部分のキロ程			ナロ程	村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	1100,476,111	
								チ			IJ		ヌ	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ	
÷75 3h	4	₩ 🖪	加茂	岩船 寺前	加茂	205 0	11055	往 9.4km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	01.011.41	
京阪神	•	当尾	駅東口	寺前	山の 家	365 ⊟	1,165.5	復 9.4km	9.4km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	21,911.4km	
						В		往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	0/	0.0km	
							Щ	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	U.UKM	
						В		往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		0/	0.0km	
							凹	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	U.UKIII	
						В		往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		0/	0.0km	
							凹	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	70	U.UKIII	
	計	系統						往 9.4km		往 0.0km		往 0.0km			21 011 4km	
	ĒΙ	水机						復 9.4km	9.4km	復 0.0km	0.0km	0.0km 復 0.0km 0.0km			21,911.4km	

補助ブ ロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の額: ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ョ×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ)	Þ
京阪神	1	9,901,761 円	78円. 79銭	1,726,399 円	8,175,362 円	8,175,362 P	8,175千円	4,087.5 千円		
宋 妖神		0 円		0 円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
		0 円		0円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
		0 円		0円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
合	計	9,901,761 円		1,726,399 円	8,175,362 円	8,175,362 円	8,175 千円	4,087 千円	10,539千円	4,087 千円

		経常費用から経常収益を控除	損失額から国庫補助額を控除し				ウの負担	旦者とその負	負担割合			
補助ブ ロック名	申請 番号	した額	た額	都道	 有県	市区町	村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
京阪神	1	9,019,828 円										
スタスコエ		0 円										
		0 円										
		0 円										
合	計	9,019,828 円	4,932,828 円	円	%	4,087,000 円	100 %	円	%	円	%	_

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第 338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない 場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の 実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率 (d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常 費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交 通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。) 事業者名 奈良交通㈱

30年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗合バ	ス 事 業)• 自 家	用 有 億	蔥 旅 客	運送
前々年度(基準期間※)	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
の	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
損益状況	営業損益	▲ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 840,395 千円
補助対象期間の前々年	度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21 %
	乗 合 バ	ス 事 業	自 家	用 有 貸	徹 旅 客	運送
基準期間の前年度の	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ')	8,610,029 千円
損益状況	営業費用	9,400,195 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(口')	9,485,795 千円
	営業損益	▲ 894,571 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 875,766 千円
基準期間の前年度の	の実車走行キロ(ハ')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76 %
	乗合バ	ス事業	• 自 家	用 有 貸	徹 旅 客	運送
基準期間の前々年度	営業収益	8,555,209 千円	営業外収益	121,263 千円	経常収益(イ")	8,676,472 千円
し の 損益状況	営業費用	9,391,091 千円	営業外費用	94,764 千円	経常費用(口")	9,485,855 千円
	営業損益	▲ 835,882 千円	営業外損益	26,499 千円	経常損益	▲ 809,383 千円
基準期間の前々年度	の実車走行キロ(ハ")	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	481円. 77銭	483円. 53銭	487円. 56銭	0.59 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	490円. 44銭	451円. 90銭	451円.90銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

				運行系統				系統キロ	1程		「ロック外		カブロック 対外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町	計画実車走行キロ
補助ブロック名	申請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数	7N496 1 12		乗入部分	分のキロ程		キロ程	村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	max+2m1-
								Ŧ		Ŋ		ヌ		(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ
京阪神	1	当尾	加茂 駅東	岩船 寺前	加茂 山の	365 ⊟	1,163.5	往 9.4km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	21,873.8km
示拟种	-	当 尾	小人	寺前	家	300 ¤	1,103.5 Ц	復 9.4km	9.4km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		21,070.08111
						B		往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	9/	0.0km
						П	П	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	/0	O.OKIII
						日	回	往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		%	0.0km
						П	ы	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	/6	0.01(11)
						日	回	往 0.0km		往 0.0km		往 0.0km		%	0.0km
							П	復 0.0km 0.0km		復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	/0	5.0KIII
<u></u>	·計	系統						往 9.4km		往 0.0km		往 0.0km			21,873.8km
	ПІ	ンドイソし						復 9.4km	復 9.4km 9.4km		0.0km	復 0.0km	0.0km		21,070.08111

補助ブ ロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以内市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の額: ワ	٢	ト×ヲ以上 の額∶カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	'n	ツ×1/2=ネ)	Ę
京阪神	1	9,884,770 円	78円. 79銭	1,723,436 円	8,161,334 円	8,161,334 円	8,161千円	4,080.5 千円		
示 灰神		0 円		0円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
		0 円		0円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
	_	0 円		0円	0 円	0 Р	千円	. 千円		
合	計	9,884,770 円		1,723,436 円	8,161,334 円	8,161,334 円	8,161 千円	4,080 千円	10,539千円	4,080 千円

		経常費用から経常収益を控除	損失額から国庫補助額を控除し				ウの負担	旦者とその負	負担割合			
補助ブロック名	申請 番号	した額	た額	都道	 有県	市区町	村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
京阪神	1	9,004,350 円										
ЖЖТТ		0 円										
		0 円										
		0 円										
合	計	9,004,350 円	4,924,350 円	円	%	4,080,000 円	100 %	円	%	円	%	

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第 338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない 場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の 実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率 (d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常 費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交 通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。) 事業者名 株式会社ウイング

28年度

1. 申請事業者の概要

<u>'''''''''''''''''''''''''''''''''''''</u>	•														
	乗	合	1	、 ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の	営業	美収益		2,	,632 千	円	営業外	又益		0 千円	経常	常収益((ا	2,	632 千円
前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業	美費用		14,	,661 千	円	営業外領	費用		0 千円	経常	常費用((D)	14,	661 千円
15C == 15 VV5	営業	美損益		▲ 12,	,029 千	円	営業外担	員益		千円	彩	E 常損益	益	1 2,	029 千円
補助対象期間の前々年度の	の実車走	行キロ((11)		42,03	6.0 km					経	常収支	率	17	.95 %
	乗	合	1	、ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	美収益		1,	,822 千	円	営業外	又益		0 千円	経常	収益(イ')	1,	822 千円
損益状況	営業	美費用		7,	,693 千	円	営業外領	費用		0 千円	経常	費用(□')	7,	693 千円
	営業	美損益		▲ 5,	,871 千	円	営業外担	益員		千円	彩	E 常損益	益	1 5,	871 千円
基準期間の前年度の実	車走行キ	FD(/\)	')		28,22	4.0 km					経	常収支	率	23	.68 %
	乗	合	1	、ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	美収益		1,	,668 千	円	営業外	又益		0 千円	経常	収益(イ")	1,	668 千円
損益状況	営業	美費用		7,	,002 千	円	営業外領	費用		0 千円	経常	費用(□")	7,	002 千円
	営業	美損益		A 5,	,334 千	円	営業外持	員益		千円	彩	E 常損益	益	A 5,	334 千円
基準期間の前々年度の写	車走行	キロ(ハ	\ ")		28,10	9.0 km					経	常収支	率	23	.82 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	249円. 10銭	272円. 56銭	348円. 77銭	18.68 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

<u>と、1 ロコルグ間助列</u>	<u> 多性市員用及い祝霊</u>			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	416円. 96銭	451円. 90銭	416円.96銭	62円.61銭

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			, 0,50			_										
+± □. →	ф≅≢	军仁	ĭ	重行系統				計画運	4 =	系統二	牛 口程		^{プロック外} 分のキロ程	市区町	カブロック 村外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の	計画実車走行キロ
補助ブロック名	申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終	計画運行数	10	回数		=	£		IJ)キロ程 ヌ	キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
															T		
	2	奥畑線	*******	共广京味	ran ma	044		976		往 5.5km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100%	10.726.01
	Z	奥畑稼	加皮駅四口	恭仁宮跡	吳畑	244	П	976	回	復 5.5km	5.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		10,736.0km
	0	落 巴纳 1	極。	# /		000	_	100.0	ı]	往 9.5km		往 0.0km		往 0.0km		100%	1 000 0
	3	通学線1	奥畑	忝1_吕跡	加皮肤曲口	200	П	100.0	回	復 0.0km	9.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	1,900.0km
	4	落 帶約0	## /m min Da	// # ±	ф.m	110	_	E0 E	J.	往 2.8km		往 0.0km		往 0.0km		100%	333.2km
京阪神	4	通学線2	恭1_呂跡	仏生寺	吳畑	119	П	59.5	回	復 0.0km	2.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		333.2KM
示 灰神	5	通学線3		平岡	銭司	200	_	120.5	J	往 3.8km		往 0.0km		往 0.0km		100%	915.8km
	5	理子 稼る	加皮駅四口	平岡	政미	200	П	120.5	回	復 0.0km	3.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		915.8KM
	6	山城線北行	十油町	- 田舎町	ae III	244	_	976	回	往 7.3km		往 0.0km		往 0.0km		100%	14,249.6km
	U	四岁(孙/461]	小牛叭	伽启叭	<i>1</i> 3(11)	244	ц	970	ш	復 0.0km	7.3km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		14,249.0KIII
	7	山城線南行	淮田	畑合即	大油即	244		976	回	往 7.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	13,859.2km
	,	山水水川门	おくハー	加启机	小干叭	244	П	370	ᄞ	復 0.0km	7.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		13,609.2KM
	計	系統							7	往 36.0km		往 0.0km		往 0.0km			41,993.8km
	П	オマルル								復 5.5km	20.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		+1,555.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以下のよりが、	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の 額:ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	t	Ħ
	2	4,476,482 円	64円. 42銭	691,613 円	3,784,869 円	3,784,869 円	3,784千円	1,892. 千円	/	
	3	792,224 円	64円. 42銭	122,398 円	669,826 円	669,826 円	669千円	334.5 千円		
京阪神	4	138,931 円	64円. 42銭	21,464 円	117,467 円	117,467 円	117千円	58.5 千円		
不吸作	5	381,851 円	64円. 42銭	58,995 円	322,856 円	322,856 円	322千円	161. 千円		
	6	5,941,513 円	64円. 42銭	917,959 円	5,023,554 円	5,023,554 円	5,023千円	2,511.5 千円		
	7	5,778,732 円	64円. 42銭	892,809 円	4,885,923 円	4,885,923 円	4,885千円	2,442.5 千円		
合	計	17,509,733 円		2,705,238 円	14,804,495 円	14,804,495 円	14,800 千円	7,400 千円	10,539千円	7,400 千円

		経常費用から経常収益を控	☆ 国庫補助額				ウの1	負担者とその)負担割合			
補助ブロック名	申請 番号	した額	を控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=.	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	2	3,784,869	7		/			/	/	/	/	
	3	669,826										
京阪神	4	117,467			/							
宋 秋神	5	322,856		/	/	/						
	6	5,023,554	-		/							/
	7	4,885,923		/	/	/						
合	計	14,804,495	円 7,404,495 円	円	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

(中間の)とうかったかい	<u> </u>	こり柱市収益の昇足衣				
補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※])g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
	2	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	3	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
京阪神	4	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
宋	5	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	6	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	7	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載 すること。

・6-1-8 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日 付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は (リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基 準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節 に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助 対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することが できる。) 事業者名株式会社ウイング

29年度

1. 申請事業者の概要

	乗	合	バ	ス	事	業	・自	溕	用	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の	営業	収益		2,6	32 千F	9	営業外	収益		0 千円	経常	タヤ (収益)	(イ)	2,	632 千円
削べ年度(基準期间)の 損益状況	営業	費用		14,6	61 千F	9	営業外	費用		0 千円	経常	費用(14,	661 千円
,5C== 17475	営業損益			▲ 12,029 千円		営業外損益			千円	経常損益		益	1 2,	029 千円	
補助対象期間の前々年度の	の実車走行	テキロ(/ 1)		42,036	.0 km					経7	常収支	率	17	.95 %
	乗	合	バ	ス	事	業	・自	溕	₹用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	収益		1,8	22 千F	9	営業外	収益		0 千円	経常	収益(イ')	1,	822 千円
損益状況	営業	費用		7,6	93 千F	9	営業外	費用		0 千円	経常	費用(□')	7,	693 千円
	営業	損益		▲ 5,8	71 千F	9	営業外	損益		千円	縚	E 常損益	益	 5,	871 千円
基準期間の前年度の実	車走行キ	·□(/\')		28,224	.0 km					経7	常収支	率	23	.68 %
	乗	合	バ	ス	事	業	・自	溕	₹用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	収益		1,6	68 千F	9	営業外	収益		0 千円	経常	収益(イ")	1,	668 千円
損益状況	営業	費用		7,0	02 千F	9	営業外	費用		0 千円	経常	費用(□")	7,	002 千円
	営業	損益		▲ 5,3	34 千F	9	営業外	損益		千円	紹	E 常損益	益	A 5,	334 千円
基準期間の前々年度の	準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		.")		28,109	.0 km					経:	常収支	率	23	.82 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	キロ当たり経営費田	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	249円. 10銭	272円. 56銭	348円. 77銭	18.68 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

_	<u> と. ヿ ロヨにり間助め</u>	多性市員用及い状態			
	補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	京阪神	416円. 96銭	451円. 90銭	416円.96銭	62円.61銭

	,,,,,,,,,,			, 0,50			_										
補助ブ	申請	運行	ï	重行系統		計画運行	- E	計画運	行	系統	牛口程		「ロック外 分のキロ程	市区町	カブロック 村外乗入)キロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の	計画実車走行キロ
ロック名	番号	系統名	起点	主な 経由地	終	数	, [回数		=	£		IJ		アロ 相	キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
		ria J.m./ci			<u> </u>			070		往 5.5km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)		
	2	奥畑線	加茂駅西口	恭仁宮跡	奥畑	244	Н	976	回	復 5.5km	5.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	10,736.0km
	•	77 24 An	ofa Jon	#		204			_	往 9.5km		往 0.0km		往 0.0km			
	3	通学線1	奥畑	恭仁宮跡	加茂駅西口	201	Н	100.5	回	復 0.0km	9.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	1,909.5km
		这些给?	*	<i>11</i> + +	т.т	110			-	往 2.8km		往 0.0km		往 0.0km		100%	220.41
古际地	4	通学線2	恭仁呂跡	14年守	奥畑	118	日	59	回	復 0.0km	2.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	330.4km
京阪神	F	通学線3		TT [22]	44日	001	_	100 5	ı]	往 3.8km		往 0.0km		往 0.0km		100%	015.01
	5	迪子禄3	加茂駅西口	平岡	銭司	201	п	120.5	回	復 0.0km	3.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	915.8km
	6	山城線北行	十油町	地合田	SE III	244	0	076	回	往 7.3km		往 0.0km		往 0.0km		100%	14,249.6km
	U	四-90、70米 - 16.1丁	不净款	伽启歌	ЖIII	244	П	976	ш	復 0.0km	7.3km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		14,249.0km
	7 山城總南	山城線南行	进田	畑合町	大津即	244	0	076	<u> </u>	往 7.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	12.050.21
	/	山纵脉鬥打	かい	伽启歌	小洋駅	244	П	976	回	復 0.0km	7.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		13,859.2km
۵	計	系統								往 36.0km		往 0.0km		往 0.0km			42,000.5km
	ΠÍ	か が で が で か で か で か で か で か で か で か で か								復 5.5km	20.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		42,000.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以下のよりが、	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の 額:ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	t	Þ
	2	4,476,482 円	64円. 42銭	691,613 円	3,784,869 円	3,784,869 円	3,784千円	1,892. 千円	/	
	3	796,185 円	64円. 42銭	123,009 円	673,176 円	673,176 円	673千円	336.5 千円		
京阪神	4	137,763 円	64円. 42銭	21,284 円	116,479 円	116,479 円	116千円	58. 千円		
不吸作	5	381,851 円	64円. 42銭	58,995 円	322,856 円	322,856 円	322千円	161. 千円		
	6	5,941,513 円	64円. 42銭	917,959 円	5,023,554 円	5,023,554 円	5,023千円	2,511.5 千円		
	7	5,778,732 円	64円. 42銭	892,809 円	4,885,923 円	4,885,923 円	4,885千円	2,442.5 千円		
合	計	17,512,526 円		2,705,669 円	14,806,857 円	14,806,857 円	14,803 千円	7,401 千円	10,539千円	7,401 千円

		経常費用から経常収益を控	除 国庫補助額				ウの1	負担者とその)負担割合			
補助ブロック名	申請番号	した額	を控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	2	3,784,869	7	1 /					/	/	/	
	3	673,176			/							
京阪神	4	116,479			/	/						
宋 秋神	5	322,856		/	/	/						
	6	5,023,554	-		/							/
	7	4,885,923	#	/	/	/						
合	·計	14,806,857	円 7,405,857 円	H P	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

		こり性市以無の昇足衣				
補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [*])g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
	2	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	3	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
京阪神	4	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
大阪作	5	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	6	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	7	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載 すること。

・6-1-8 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日 付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平 均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基 準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節 に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助 対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することが できる。) 事業者名 株式会社ウイング

30年度

1. 申請事業者の概要

	乗	合	バ	ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の	営業	収益		2,0	632 千F	9	営業外収	益		0 千円	経常	如益((イ)	2,	632 千円
削べ年度(基準期间)の 損益状況	営業	費用		14,0	661 千F	9	営業外費	用		0 千円	経常	費用((D)	14,	661 千円
	営業	損益		▲ 12,0	D29 千F	9	営業外損	益		千円	紹	と 常損益	益	1 2,	029 千円
補助対象期間の前々年度	の実車走	行キロ((11)		42,036	.0 km					経	常収支	率	17	.95 %
	乗	合	バ	ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	収益		1,8	322 千F	9	営業外収	益		0 千円	経常	収益(-	イ')	1,	822 千円
損益状況	営業	費用		7,0	693 千F	9	営業外費	用		0 千円	経常	費用(口')	7,	693 千円
	営業	負益		▲ 5,8	371 千F	9	営業外損	益		千円	紹	と常損益	益	1 5,	871 千円
基準期間の前年度の実	車走行キ	-D(/\	')		28,224	.0 km					経7	常収支	率	23	.68 %
	乗	合	バ	ス	事	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	収益		1,0	668 千F	9	営業外収	益		0 千円	経常	収益(-	イ")	1,	668 千円
損益状況	営業	費用		7,0	002 千F	9	営業外費	用		0 千円	経常	費用(□")	7,	002 千円
営業損益			▲ 5,334 千円			営業外損益 千円		経常損益			▲ 5,	334 千円			
基準期間の前々年度の	基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")		\ ")		28,109	.0 km		•			経	常収支	率	23	.82 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	キロ当たり経党費田	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
京阪神	249円. 10銭	272円. 56銭	348円. 77銭	18.68 %

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

_	<u> と. ヿ ロヨにり間助め</u>	多性市員用及い状態			
	補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	京阪神	416円. 96銭	451円. 90銭	416円.96銭	62円.61銭

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			/ W 5-C			_			• • •							
補助ブ	申請	運行	ï	重行系統		計画運行		計画運	行	系統=	午 口程		「ロック外 分のキロ程	市区町	カブロック 村外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の	計画実車走行キロ
ロック名	番号	系統名	起点	主な 経由地	終点	数	ı	回数		=	£		IJ.)キロ程 ヌ	キロ程の比率 (チー(リ+ヌ))・チール	ヲ
															I		
	2	奥畑線	加茶駅売口	恭仁宮跡	魚畑	245		980	回	往 5.5km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100%	10,780.0km
		文 和脉	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	派一百财	大州	243	ц	300	ш	復 5.5km	5.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		10,700.08111
			rfs tm							往 9.5km		往 0.0km		往 0.0km			
	3	通学線1	类畑	恭仁宮跡	加茂駅西口	199	H	99.5	回	復 0.0km	9.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	1,890.5km
	_									往 2.8km		往 0.0km		往 0.0km			
÷ n= ++	4	通学線2	恭仁宮跡	仏生寺	奥畑	117	日	58.5	回	復 0.0km	2.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	327.6km
京阪神	_									往 3.8km		往 0.0km		往 0.0km			
	5	通学線3	加茂駅西口	平岡	銭司	199	日	120	回	復 0.0km	3.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	912.0km
	_									往 7.3km		往 0.0km		往 0.0km			
	6	山城線北行	木津駅	棚倉駅	渋川	245	日	980	回	復 0.0km	7.3km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	14,308.0km
										往 7.1km		往 0.0km		往 0.0km			
	7	山城線南行	渋川	棚倉駅	木津駅	245	日	980	回	復 0.0km	7.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	13,916.0km
	=1	T./+							$\overline{}$	往 36.0km		往 0.0km		往 0.0km			
	計	系統								復 5.5km	20.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		42,134.1km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以	補助 刈家栓貸	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の 額:ワ	٢	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	Ħ
	2	4,494,828 円	64円. 42銭	694,447 円	3,800,381 円	3,800,381 円	3,800千円	1,900. 千円		
	3	788,262 円	64円. 42銭	121,786 円	666,476 円	666,476 円	666千円	333. 千円		
京阪神	4	136,596 円	64円. 42銭	21,103 円	115,493 円	115,493 円	115千円	57.5 千円		
不吸作	5	380,267 円	64円. 42銭	58,751 円	321,516 円	321,516 円	321千円	160.5 千円		
	6	5,965,863 円	64円. 42銭	921,721 円	5,044,142 円	5,044,142 円	5,044千円	2,522. 千円		
	7	5,802,415 円	64円. 42銭	896,468 円	4,905,947 円	4,905,947 円	4,905千円	2,452.5 千円		
合	計	17,568,231 円		2,714,276 円	14,853,955 円	14,853,955 円	14,851 千円	7,425 千円	10,539千円	7,425 千円

		経常費用から経常収益を控	除 国庫補助額				ウの1	負担者とその)負担割合			
補助ブロック名	申請 番号	した額	を控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	2	3,800,381	7						/	/	/	
	3	666,476			/							
京阪神	4	115,493			/	/						/
宋 秋神	5	77,845			/	/						/
	6	5,044,142			/		/					/
	7	4,905,947			/	/	/					
合	計	14,610,284	円 7,185,284 円	H H	%	円	%	円	%	円	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

(中間の)とうかったかい	<u> </u>	こり柱市収益の昇足衣				
補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間 [※])g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
	2	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	3	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
京阪神	4	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
宋	5	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	6	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭
	7	59円. 34銭	64円. 55銭	62円. 61銭	2.88 %	64円. 42銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

・6-1-8 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日 付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は (リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基 準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。

17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節 に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助 対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することが できる。) 事業者名
加茂タクシー(株)

28年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合 /	ズ 事 業	・自	家 用 有	償 旅 客	運送
補助対象期間の 前々年度の	営業収益	284 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	284 千円
損益状況	営業費用	1,548 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(口)	1,548 千円
	営業損益	▲ 1,264 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 1,264 千円
補助対象期間の	台	補助対象期間の		時間	経常収支率	18.35 %
前々年度の 保有車両数 (ハ)	2	前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(二)	855.0			

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

1				
補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
京阪神	905円26銭	2721円.96銭	905円.26銭	166円.08銭

O. THIP	<u> </u>		<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>、只1</u>	<u> 그</u> 그	ر	ひた	[担制口							
補助ブロック名	申請番号	運行 系統名	ĭ	運行系統 		計画道日		計画			サ <i>ー</i> ビス提 寺間	乗入部分に	助ブロック外 :係るサービス 共時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサー	計画サービス	提供時
1774	田 つ	NO TOTAL	発地	営業 区域	着地	П 3			9 X	,	J		ヌ	ス提供時間ル	ビス提供時間の比率 (リー(ヌ+ル))・リー ヲ	ワ	
	8	山田線	加茂駅東口	加茂人権センター	山田	84	日	106	□	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	137.8	時間
	9	大畑線	大畑線	加茂草畑	大畑	141	日	260		1.4	時間	0	時間	0 時間	100%	364	時間
· 一一一		観音寺線	観音寺線	加茂草畑	観音寺	33	日	37		1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	44.4	時間
京阪神		南加茂台線	南加茂台線	加茂草畑	東山公園	127	日	177	□	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	212.4	時間
	12	銭司線	銭司線	恭仁宮跡	銭司	203	日	478	回	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	621.4	時間
	13	西線	西線	恭仁宮跡	西	181	日	275	□	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	330	時間
合	計	系統					/			7.6	時間	0	時間	0 時間		1710	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経 費用から経 収益を控除し 額	常	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以付の場合が乗入部分以外に係るもの	補助对家栓質	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨータ	z	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	77
	8	124,744 円	22,886 円	101,858	円	101,858 円	101 千円	50.5 千円		
	9	329,514 円	60,453 円	269,060	円	269,060 円	269 千円	134.5 千円		
京阪神	10	40,193 円	7,374 円	32,819	円	32,819 円	32 千円	16.0 千円		
水 灰秤	11	192,277 円	35,275 円	157,001	円	157,001 円	157 千円	78.5 千円		
	12	562,528 円	103,202 円	459,325	円	459,325 円	459 千円	229.5 千円		
	13	298,735 円	54,806 円	243,928	円	243,928 円	243 千円	121.5 千円		
合	計	1,547,991 円	283,997 円	1,263,991	円	1,263,991 円	1,261 千円	630 千円	10539千円	630 千円

		経常費用から 経常収益を控 除	損失額から国庫補助額を控				J	の負担者とそ	その負担割合			
補助ブロック名	申請番号	した額	除した額	都道	原県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の者」の
		ホ×ワーヨ=ウ	ウーム=ノ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
	8	101,859 円							/			
	9	269,061 円										
京阪神	10	32,819 円										
	11	157,001 円										
	12	459,326 円										
	13	243,929 円										
合	計	1,263,995 円	1,263,365 円	Æ	%	Æ	%	Ħ	%	Æ	%	

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算 出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが 異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

事業者名 加茂タクシー(株)

29年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合 /	ベス 事業	• 自	家 用 有	償 旅 客	運 送
補助対象期間の 前々年度の	営業収益	284 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	284 千円
損益状況	営業費用	1,548 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(口)	1,548 千円
	営業損益	▲ 1,264 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 1,264 千円
補助対象期間の	台	補助対象期間の		時間	経常収支率	18.35 %
前々年度の 保有車両数 (ハ)	2	前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(二)	855.0			

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

1				
補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
京阪神	905円26銭	2721円.96銭	905円.26銭	166円.08銭

O. THIP	<u> </u>		<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>、只1</u>	<u> 그</u> 그	ر	ひた	[担制口							
補助ブロック名	申請番号	運行 系統名	ĭ	運行系統 		計画道日		計画			サ <i>ー</i> ビス提 寺間	乗入部分に	助ブロック外 :係るサービス 共時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサー	計画サービス	提供時
1774	田 つ	NO TOTAL	発地	営業 区域	着地	П 3			9 X	,	J		ヌ	ス提供時間ル	ビス提供時間の比率 (リー(ヌ+ル))・リー ヲ	ワ	
	8	山田線	加茂駅東口	加茂人権センター	山田	84	日	106	□	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	137.8	時間
	9	大畑線	大畑線	加茂草畑	大畑	141	日	260		1.4	時間	0	時間	0 時間	100%	364	時間
· 一一一		観音寺線	観音寺線	加茂草畑	観音寺	33	日	37		1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	44.4	時間
京阪神		南加茂台線	南加茂台線	加茂草畑	東山公園	127	日	177	□	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	212.4	時間
	12	銭司線	銭司線	恭仁宮跡	銭司	203	日	478	回	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	621.4	時間
	13	西線	西線	恭仁宮跡	西	181	日	275	□	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	330	時間
合	計	系統					/			7.6	時間	0	時間	0 時間		1710	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経 費用から経 収益を控除し 額	常	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以付の場合が乗入部分以外に係るもの	補助对家栓質	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨータ	z	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	77
	8	124,744 円	22,886 円	101,858	円	101,858 円	101 千円	50.5 千円		
	9	329,514 円	60,453 円	269,060	円	269,060 円	269 千円	134.5 千円		
京阪神	10	40,193 円	7,374 円	32,819	円	32,819 円	32 千円	16.0 千円		
水 灰秤	11	192,277 円	35,275 円	157,001	円	157,001 円	157 千円	78.5 千円		
	12	562,528 円	103,202 円	459,325	円	459,325 円	459 千円	229.5 千円		
	13	298,735 円	54,806 円	243,928	円	243,928 円	243 千円	121.5 千円		
合	計	1,547,991 円	283,997 円	1,263,991	円	1,263,991 円	1,261 千円	630 千円	10539千円	630 千円

		経常費用から 経常収益を控 除	損失額から国庫補助額を控				,	の負担者と	その負担割合						
補助ブロック名	申請番号	した額	除した額	都道	原県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の者」の			
		ホ×ワーヨ=ウ	ウーム=ノ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要			
	8	101,859 円							/						
	9	269,061 円													
京阪神	10	32,819 円					/ /		/						
	11	157,001 円													
	12	459,326 円			/		/ /	/							
	13	243,929 円													
合	計	1,263,995 円	1,263,365 円	Æ	%	Æ	%	Ħ	%	E	%				

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算 出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが 異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

事業者名
加茂タクシー(株)

30年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合 /	、 ス 事 業	• 自	家 用 有	償 旅 客	運 送
補助対象期間の 前々年度の	営業収益	284 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	284 千円
損益状況	営業費用	1,548 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(口)	1,548 千円
	営業損益	▲ 1,264 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 1,264 千円
補助対象期間の	台	補助対象期間の		時間	経常収支率	18.35 %
前々年度の 保有車両数 (ハ)	2	前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(二)	855.0			

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

1				
補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 へ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
京阪神	905円26銭	2721円.96銭	905円.26銭	166円.08銭

<u> </u>	737373	17 17 17 1 —		\sim / \odot $_{\rm 2}$	7	`		J	"	<u> </u>							
補助ブ	申請	運行	ì	軍行系統		計画说		計画			サ ー ビス提 寺間	乗入部分に	助ブロック外 :係るサービス 共時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー	計画サ ー ビス打 間	提供時
ロック名	番号	系統名	発地	営業 区域	着地	日姜	数		数	į	J		ヌ	ス提供時間ル	ビス提供時間の比率 (リー(ヌ+ル))÷リ= ヲ	7	
	8	山田線	加茂駅東口	加茂人権センター	山田	84	日	106	□	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	137.8	時間
	9	大畑線	大畑線	加茂草畑	大畑	141	日	260	回	1.4	時間	0	時間	0 時間	100%	364	時間
京阪神	10	観音寺線	観音寺線	加茂草畑	観音寺	33	日	37	7 📵	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	44.4	時間
宋 秋 仲	11	南加茂台線	南加茂台線	加茂草畑	東山公園	127	日	177	回	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	212.4	時間
	12	銭司線	銭司線	恭仁宮跡	銭司	203	日	478	□	1.3	時間	0	時間	0 時間	100%	621.4	時間
	13	西線	西線	恭仁宮跡	西	181	日	275	□	1.2	時間	0	時間	0 時間	100%	330	時間
合	 計	系統					7			7.6	時間	0	時間	0 時間		1710	時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経 費用から経 収益を控除し 額	常	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以付の場合が乗入部分以外に係るもの	補助对家栓質	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨータ	z	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	77
	8	124,744 円	22,886 円	101,858	円	101,858 円	101 千円	50.5 千円		
	9	329,514 円	60,453 円	269,060	円	269,060 円	269 千円	134.5 千円		
京阪神	10	40,193 円	7,374 円	32,819	円	32,819 円	32 千円	16.0 千円		
水 灰秤	11	192,277 円	35,275 円	157,001	円	157,001 円	157 千円	78.5 千円		
	12	562,528 円	103,202 円	459,325	円	459,325 円	459 千円	229.5 千円		
	13	298,735 円	54,806 円	243,928	円	243,928 円	243 千円	121.5 千円		
合	計	1,547,991 円	283,997 円	1,263,991	円	1,263,991 円	1,261 千円	630 千円	10539千円	630 千円

		経常費用から 経常収益を控 除	損失額から国庫補助額を控				,	の負担者と	その負担割合						
補助ブロック名	申請番号	した額	除した額	都道	原県	市区	町村	その	他の者	事業者目	自己負担	「その他の者」の			
		ホ×ワーヨ=ウ	ウーム=ノ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要			
	8	101,859 円							/						
	9	269,061 円													
京阪神	10	32,819 円					/ /		/						
	11	157,001 円													
	12	459,326 円			/		/ /	/							
	13	243,929 円													
合	計	1,263,995 円	1,263,365 円	Æ	%	Æ	%	Ħ	%	E	%				

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算 出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが 異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

市町村名	木津川市

(単位:人)

	(十位:八)
	人口
人口集中地区以外	37,696
交通不便地域	

交诵不便地域の内訳

Х,	<u> </u>										
	人口	対象地区	根拠法								

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額					
37,696	37,696人×200円+3,000,000円	10,539,200					

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳 を基に記載すること。
 - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)